

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B事業所（以下「会社」という。）に勤務していたが、平成〇年〇月〇日普通乗用自動車により帰宅途中、交差点で赤信号のため停車し、信号が変わったため進もうとしていたところ、後続の普通乗用自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人によれば、本件事故の2～3日後からめまい等の症状が出現したため、平成〇年〇月〇日もしくは〇日にC整骨院を訪れ、その後、同月〇日D病院に受診したところ、「頰椎捻挫、外傷性頰部症候群」と診断（以下「本件傷病」という。）され治療した。さらに、平成〇年〇月〇日E整形外科病院に受診し「頰椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日からは、F鍼灸整骨院において施術を受けるなど治療を継続したとしている。

請求人には、当初、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から療養の支払いがなされていたが、D病院での療養は平成〇年〇月末をもって、F鍼灸整骨院での施術は同年〇月〇日をもってそれぞれ支払いが打ち切りになったことから、監督署長に同年〇月〇日以降のD病院での療養給付及び同月〇日から平成〇月〇日までのF鍼灸整骨院での療養給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同日以降のこれら療養給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、D病院での同年〇月〇日以降の期間に係る療養給付及びF鍼灸整骨院での同月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

本件傷病の治癒日について、請求人は、監督署長が認定した平成〇年〇月〇日ではなく、G医師が述べている平成〇年〇月〇日であると主張しているため、検討したところ以下のとおりである。

(1) G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「受診時（平成〇年〇月〇日）における請求人の症状の主体は、頸椎由来で、頭蓋内には特に異常所見は認められない。外来で薬物加療を開始し、不眠は軽快、痛みは軽減してきているが、薬はまだ継続服用が必要である。」と述べ、症状固定時期を「今年（平成〇年）の末頃」としている。

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件事故は、停車時に後方から時速5～10kmで追突されたこと、車の損傷はバンパーに傷が付いた程度で凹み等はなかったとのことであり、この程度の事故では、ほとんど身体的な損傷は通常見られないものである。その後何らかの異常を感じたと

しても最大6か月程度のもので、症状固定の時期は、受傷後6か月と考える。本件事故後の状況に関しては、整骨院受診の必要はないと思料する。なお、請求人の自訴は自律神経失調時の症状と同等である。」と述べている。

- (2) 当審査会において、本件事故の発生状況、医証、請求人の症状及び治療経過について検討したが、請求人は、本件事故発生日（平成○年○月○日）から26日経過後の同年○月○日に医療機関を初受診していること、労働基準監督署の調査によると請求人の車の損傷は、バンパーに傷がついた程度で凹み等はなかったことから、「症状固定の時期は、受傷後6か月と考える。」としたH医師の意見を妥当であると判断する。

なお、請求人はG医師の意見を踏まえ、平成○年○月○日が治癒日であると主張しているが、G医師は、平成○年○月○日作成の面接聴取書においては、「事故の程度と症状の関係については、何ともいえない。」とした上で、症状固定年月日を「昨年末の○月○日」と述べ、平成○年○月○日付け自賠責保険後遺障害診断書においては、「症状固定日は同月○日」と記載しており、同医師の症状固定日の診断は明確なものとは判断できない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は、平成○年○月○日をもって治癒したと認められ、監督署長が請求人に対してしたD病院での同年○月○日以降の期間に係る療養給付及びF鍼灸整骨院での同月○日から平成○年○月○日までの期間に係る療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。